

## 三芳町第6次総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書

## 1 業務委託名称

三芳町第6次総合計画後期基本計画策定支援業務

## 2 本業務の目的

町政運営の総合的指針となる「第6次総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）」が令和9年度に目標年次を迎える。これに伴い、令和10年度以降を対象とした「第6次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」を策定するものである。

策定にあたっては、社会情勢の変化や町の諸課題、前期基本計画の進捗状況を的確に把握するとともに、住民意見を幅広く収集し、高度な分析を行う必要がある。本業務は、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を受けることで、効率的かつ質の高い計画策定を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

## 4 策定期間

令和8年度から令和9年度までの2年間で策定作業を行い、令和9年12月の町議会定例会への議案提出を目指したスケジュールにより策定し、令和10年度から後期基本計画に基づいた事業実施を図る。

## 5 業務内容

受託者は、後期基本計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うこととする。

## (1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案することとする。また、機構の見直しによる事業名称の変更や本業務に必要な資料等の収集・整理を行い、必要となる事項については発注者と調整を図り、適切な作業実施計画を作成する。

## (2) 意識調査の実施及び分析

後期基本計画策定のための基礎調査として、住民意識調査、地権者意向調査、事

業所調査、学校生徒・児童向け調査等の内容から、継続性を考慮し、経年比較が可能な設問を構成する。アンケートの印刷・封入・発送・督促・回収・集計・分析を行い報告書として取りまとめる。なお、意識調査は郵送により配布し、返信用封筒で回収する形式とインターネット上で回答する形式を併用することとする。

- ・ 住民意識調査（郵送・インターネット） 2,000人対象
- ・ 事業所調査（郵送・インターネット） 120事業所対象

《意識調査実施に係る作業分担》

発注者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 対象者の抽出及び宛名ラベル作成 回収調査票の管理 調査結果報告書案の検討 調査結果報告書案の確定	調査票案の作成と補修正 調査票及び発送・回収用封筒の印刷 封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 調査票配布・回収経費負担 回収調査票の開封 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 調査結果報告書案の作成と補修正 調査結果報告書の作成（データのみ） 調査結果の後期基本計画への反映の検討

(3) 前期基本計画の進捗管理等

前期基本計画における目標指標の達成状況を把握し、その効果や達成要因、課題などを評価・検証する。

(4) 後期基本計画案の策定支援

前期基本計画において、目標値の一部にLWC I (Liveable Well-Being City 指標)を用いた偏差値を設定している背景を踏まえ、同指標による分析や数値設定を支援するとともに、各分野のKPI (重要業績評価指標)に必要な項目を設定・整理する。

- ① 後期基本計画の案作成の支援
- ② LWC I との関係性の支援
- ③ 後期基本計画の目標設定の支援
- ④ 指標設定・見直しの支援
- ⑤ 各課ヒアリングの実施の支援

(5) 後期基本計画策定にかかる各種会議等の運営支援

- ① 策定委員会の運営の支援

策定委員会の会議運営に係る提案・助言、資料作成、会議出席・説明及び会議録作成等を支援する。なお、策定委員会は契約期間を通じて計5回程度（令和8年度2回、令和9年度3回）開催することを想定している。

② 審議会の運営の支援

審議会の会議運営に係る提案・助言、資料作成、会議出席・説明及び会議録作成等を支援する。なお、審議会は契約期間を通じて計5回程度（令和8年度2回、令和9年度3回）開催することを想定している。

(6) パブリック・コメントの実施支援

パブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、寄せられた意見の分析、整理、対応案の作成、計画案への反映などを支援する。

(7) レイアウトを含めた計画案の作成支援

前期基本計画を基に、指標の数値修正やその他文言の加筆修正、文章等の校正を支援するとともに、読みやすさや見やすさに十分留意したレイアウトとなるよう支援する。

(8) その他

その他、後期基本計画の策定を円滑かつ効率的に進めるために必要な業務等について、受託者からの提案等を参考に積極的に取り入れることとする。

6 成果品の提出

(1) 令和8年度

- ・各種会議録（要約筆記可）・会議資料等
- ・各種意識調査結果報告書（電子データDVD1部）

(2) 令和9年度

- ・各種会議録（要約筆記可）・会議資料等
- ・後期基本計画（電子データDVD1部）

※成果品の納品期限については本業務の進行に応じて別途指定する。

7 契約に係る要件

(1) 本仕様に示す各会議回数等については現時点での予定であるため、実際とは異なる場合がある。

(2) 本業務にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三芳町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年三芳町条例第2号）の規定に従い、適正に取り扱うこととする。

(3) 本業務にあたっては、総合計画策定支援に関して十分な知識を有する者を配置することとする。

8 その他事項

- (1) 本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令などを遵守しなければならない。
- (3) 本業務による成果物の所有権、著作権及び利用権は町に帰属することとする。